

様式第 4 号（第 10 条関係）

下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 令和 5 年度 第 1 回下野市国民健康保険運営協議会
日 時 令和 5 年 5 月 15 日（月） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 40 分まで
会 場 下野市役所 2 階 203 会議室
出 席 者 伊澤美智江委員、稲見郁夫委員、九鬼眞澄委員、岡田利委員、須崎よしえ委員、
高橋康子委員、内藤文明委員、鈴木玉枝委員、相澤康男委員、松山裕委員、
吉永希代子委員、星野肇委員、山下祐治委員
欠 席 者 野口徹委員、富山剛委員、遠藤正三郎委員
市側出席者 （事務局）直井市民生活部長、長塚市民課長、富永税務課長、
宇賀持課長補佐、青木主査、飯野課長補佐、日向野課長補佐、吉田主事
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍 聴 者 0 人
議事録（概要）作成年月日 令和 5 年 5 月 17 日

【協議事項等】

- 1 開会
- 2 委任状交付
- 3 報告事項
 - （1） 下野市国民健康保険における傷病手当金の支給に関する規則の一部改正について
（資料 1、1-1、1-2）
 - （2） 下野市国民健康保険税条例の一部改正について（資料 2）
 - （3） 令和 5 年度下野市国民健康保険事業計画について（資料 3）
 - （4） 令和 5 年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュールについて
- 4 その他
- 5 閉会

- 1 開会
（事務局）

定刻になりました。ただ今より、令和 5 年度第 1 回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

4 月 1 日付けで市民課に配属になりました長塚です。

委員の皆様には、日頃より本市国民健康保険事業の運営において、重要事項の審議やご意見等を賜りお礼申し上げます。

よろしくお願いいたします。

さて、本日の会議ですが、富山委員、野口委員、遠藤委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

2 委嘱状交付

(事務局)

はじめに、下野市国民健康保険運営協議会委員の委嘱状を交付いたします。この度、下野市人権擁護委員よりご選出いただいております金清委員が令和5年3月31日付の退任に伴いまして新たに1名の方に委嘱いたします。小室委員前をお願いいたします。

(市民生活部長)

委嘱状あなたを下野市国民健康保険運営協議会委員に委嘱します。

任期は令和5年5月15日から令和6年3月31日までとします。

(事務局)

任期につきましては、前任の委員の残期間になるため、令和6年3月31日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、下野市男女共同参画推進委員よりご選出いただいております渡邊委員につきましても、令和5年3月31日付けにて委員任期により退任いたしました。後任の委員の選出において所管課において調整中であることをご連絡いたします。

それでは、開会にあたり市民生活部長直井よりごあいさつを申し上げます。

(市民生活部長)

皆さま、こんにちは。

ただ今、ご紹介をいただきました、市民生活部長の直井でございます。

本日、市長が別な公務に出席しているため、私から令和5年度第1回国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は、ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症に引き下げられました。

これに伴い、岸田首相は季節性のインフルエンザと同じ分類にし、平時の社会経済活動に戻れるよう大幅な対策緩和に踏み切り、また、「家庭、学校、職場、地域、あらゆる場面で日常を取り戻すことができるよう着実に進める」と説明しておりました。

市では、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に引き下げられておりますが、栃木県内の感染者数はいまだ100人を超過しており、来庁者、職員の安全、安心面から引き続き感染対策をしているところでご

ざいます。

皆さまにおかれましても、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向け、引き続きご協力をお願いいたします。

さて、国民健康保険につきましては、医療保険制度のセーフティネットの役割を担い、医療の確保と健康保険の保持増進に大きく貢献しております。被保険者数であります、減少傾向にあるものの、国民健康保険加入者の年齢構成が高く医療費水準が上がっていることから、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業を確保する等、国民健康保険運営の中心的な役割を担うことになっております。

本市では、医療費と被保険者の負担額を抑止するため、保健事業に積極的に取り組み、適正受診の勧奨をはじめ、定期的な検診の案内を行い受診率の向上また、被保険者の健康意識の向上を図るなど財政の健全化と安定化の確保に努めておるところでございます。

最後に、委員の皆さまにおかれましては、今後の下野市の国民健康保険事業が安定的に運営できるよう活発なご意見をいただきますことをお願い申しあげまして、簡単ですが私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

本日、初めての協議会開催となるため、委員の皆様より自己紹介を(簡単に一言ずつ)いただければと思います。会長より左回りでお願いします。

～委員自己紹介～

ありがとうございました。続いて、職員も自己紹介させていただきます。

～職員自己紹介～

さて、これより議事に入りますが、下野市国民健康保険規則第 9 条の規定により議事の進行を松山会長にお願いいたします。

(松山会長)

協議事項に入る前に、本日の出席人数は定数 18 名のところ 14 名で下野市国民健康保険規則第 11 条の規定により会議の定足数を満たしておりますので本会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、下野市国民健康保険規則第 14 条の規定により本日の会議録署名人に、被保険者代表の伊澤委員と稲見委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

—異議なし—

異議なしと認め本日の会議録署名人は伊澤委員と稲見委員にお願い

いたします。

それでは、会議次第に基づきまして進行させていただきます。

はじめに、報告事項(1) 下野市国民健康保険における傷病手当金の支給に関する規則の一部改正について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

それでは、まず資料1-2 カラーのチラシをご覧ください。

令和2年1月以降、国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われる被用者の方(会社等から給与の支払いを受けている方)が、その療養のため仕事を休んだ場合に、記載の条件等により「傷病手当金」の支給を受けられます。

これを踏まえまして、資料1の1. 概要をご覧ください。

こちら傷病手当金の支給適用期間について、令和5年3月31日までとしていましたが、この度、令和5年2月10日付厚生労働省通知により、同年5月7日まで適用期間が延長されました。

それに伴いまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について規定しております本規則について今回一部改正をするものです。なお、現在まで都度適用期間は延長されておりました。

新型コロナウイルス感染症上の位置づけを5月8日から5類に移行することを受け、国保加入者の感染者の生活保障における傷病手当金について、5月7日までとするものです。

これまでの支給実績は資料1の下段に「※参考」として記載しておりますが、今年の4月30日時点で29件となっております。

(松山会長)

いままでのところで、ご意見やご質問をお受けします。

質問が無いようなので、(1) 下野市国民健康保険における傷病手当金の支給に関する規則の一部改正における報告は以上です。

つづきまして、(2) 下野市国民健康保険条例の一部改正について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

税務課 市民税グループの日向野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項(2)「下野市国民健康保険税条例の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の、資料2をご覧ください。

本件につきましては、令和5年2月6日に開催いたしました「令和4年度第4回国民健康保険運営協議会」において協議事項としてご説明申

し上げ、皆様にご承認をいただきました。

その後、令和5年3月31日に「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、同日付で「下野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」について専決処分を行ったものでございます。

まず、「1 概要」でございますが、地方税法施行(しこう)令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)が令和5年4月1日に施行(しこう)されたことに伴い、国民健康保険税の低所得者に係る軽減判定所得が見直されたことから、条例を一部改正したものでございます。

次に、「2 理由」でございますが、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないよう適切な措置を講じることで、安定的な制度の運用を図るものでございます。

次に、「3 改正内容」でございますが、「減額の対象となる所得の基準の引き上げ」として、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の「28.5万円」から「29万円」に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の「52万円」から「53.5万円」に引き上げたものでございます。

なお、下表は【軽減判定所得】の算出につきまして、改正前と改正後をもとめたものでございます。5割軽減及び2割軽減につきまして、下線部が改正となったものでございます。

また、下段の【改正後の軽減世帯推計見込】でございますが、現行では、合計で被保険者数が5,273人、世帯数が3,399世帯、軽減額が1億6,655万1千円となっておりますが、改正後につきましては、合計で、被保険者数が5,363人、世帯数が3,453世帯、軽減額が1億6,819万3千円となる見込みであることから、今回改正となる5割軽減及び2割軽減におきまして、減額の対象となる所得の基準の引き上げにより、5割軽減が、102万1千円の増、2割軽減が、62万1千円の増、併せまして、164万2千円の増となる見込みであり、軽減対象世帯の拡充が図られるものとなっております。

次に、「4 施行期日 適用区分」でございますが、先程申し上げましたとおり、専決処分により、施行期日を令和5年4月1日とし、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。説明は以上となります。

(松山会長)

いままでのところで、ご意見やご質問をお受けします。

(鈴木委員)

所得計算のところで、7割軽減の計算の中の基礎額43万円+10万円と

あると思いますが、すべての計算に 10 万円が入っているので、これは何で決まっているのか教えていただきたい。

(事務局)

お答えします。所得税法からの数値となりますが、2 年前から所得税の計算が変わりました。それに伴いまして、軽減判定所得の計算にはこの 10 万円を加えるようになっております。

(鈴木委員)

すべての人ということですか。

(事務局)

すべての軽減判定にということです。

(鈴木委員)

ありがとうございました。

(松山会長)

そのほかございますか。

質問が無いようなので、(2) 下野市国民健康保険条例の一部改正における報告は以上です

つづきまして、(3) 令和 5 年度下野市国民健康保険事業計画について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

事務局より令和 5 年市国民健康保険事業計画についてご報告申し上げます。

資料 3 をご覧ください。

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を担っています。今後さらに進展していく超高齢社会においてその役割は一層重要性を増し、保険財政の健全化に努めながら、将来的な医療費の伸びを抑制するため、保健事業の強化・充実が期待されているところです。

本市においても、引き続き保健事業に力を入れ、生活習慣病の発症・重症化予防に取り組み、被保険者自らの健康管理意識の改善を図ります。計画を実施するにあたって重点項目を、「事業運営の適正化の推進」から、「広報活動の推進」までの 6 項目を掲げております。

これら重点項目を実施するための事業内容及び今年度の目標値を記載させていただいたものが資料 3 になります。

それぞれの重点項目と内容とつきましては、

- ・事業運営の適正化の推進のための、運営協議会の開催
全 4 回の開催を予定しております。

続きまして、

・保健事業の推進のための、特定健診等実施の推進、特定保健指導の実施率向上、疾病予防普及・啓発事業等の推進です。

疾病予防、重症化の普及啓発につきまして、目標として糖尿病重症化予防プログラム参加者数を目標値20名と設定させていただいています。こちらは昨年度の実績は対象者76名のうち6名が参加という結果でした。

次に、

・医療費適正化の推進です。こちらの事業内容として、レセプト点検強化、医療費通知の実施、重複頻回受診者対策の推進、後発医薬品の利用促進、医療費適正化の啓発活動となっております。

レセプト点検強化の目標値については、こちら県に報告するレセプト点検実施計画から抜粋しており、今年度の値は未だ確定していないため令和4年度の数値を掲載させていただいております。

続いて裏面をご覧ください。

・国保税収納率の向上のための、徴収の適正な実施による収納率向上、口座振替の推進、コンビニエンスストア等での収納の実施、催告・督促等の強化及び差押えの実施、滞納世帯に対する納税相談等実施です。

次に、

・資格適用の適正化として、各種事務処理による適正化の正確かつ迅速な実施

・広報活動の推進として、制度周知による広報活動
となっております。

今年度の事業計画については、以上6つの重点項目に基づいて取り組んでいきたいと考えております。事務局からの説明は以上です。

(松山会長)

いままでのところで、ご意見やご質問をお受けします。

(内藤委員)

後発医薬品の利用促進を年3回実施するとあるのですが、だいぶ前から取り組んでらっしゃると思います。まず、一回当たりどの程度の経費が掛かるのか。

また、世の中の流れがジェネリックに変わるようにと言われてかなりの年数がたち、おおよそ変更できるものは変更していると思います。

その費用対効果はいまだにあるのかどうかというのは現場に携わる者としての意見です。

変えられる人は変え切っているのではないかと考えているので、郵送回数の見直し等検討してはいかがでしょうか、というご意見です。

(事務局)

市民課より回答いたします。後発医薬品に関する勧奨通知郵送料につきましては、手元に資料の準備がないため、委員の皆さまに後日、お示しいたします。ご容赦ください。

なお、後発医薬品切替者数及び割合ですが、令和4年6月において対象者350人中、4か月後54人、15.4%、8か月後72人、20.6%となっております。

また、令和4年10月における223人中、45人、20.2%となっております。参考値となっております。

(内藤委員)

それなりに結果が出ていることが分かったので大丈夫です。

(事務局)

引き続き先生方にもご協力いただきますようお願いいたします。

(松山会長)

それなりに効果が見込めるということですね。

ほかにご意見はございますか。鈴木委員

(鈴木委員)

私も調剤薬局に行くとジェネリックに変更しないかどうかを薬剤師の方に聞かれます。

現状ジェネリックにしている方に通知をしてもこれは意味のないことで、病院で処方する段階でジェネリックにしていくことのほうが効果が出やすいと思います。

薬剤師の視点からだとは先発医薬品と後発医薬品の両方とも在庫を持っているのは負担があるため、ジェネリックがあるものは先生の処方の段階で変えていただいていたほうが良いと思います。

お医者さんに言われれば一般の人は嫌だと拒むことももういないのではないかと思います。

内藤委員のおっしゃった通り私も通知の回数は見直してもいいのではないかという意見です。

(松山会長)

医師と薬剤師からの意見ですので、この意見を踏まえて事務局では検討をお願いします。

(事務局)

後発医薬品の利用促進におきましては、個々の方々の医療費負担を抑止する面からも厚生労働省より案内されています。

また、この後発医薬品の利用促進の取り組みに関しましては国からの交付金に係る取組評価としているところでございます。

医療機関の先生方等におかれましては、引き続きご協力くださいます

ようお願いします。

(鈴木委員)

ありがとうございました。

(松山会長)

そのほかございますか。相澤委員

(相澤委員)

3点ほどあるのですが、まず一つはレセプト点検については2段階で行っているのでしょうか。例えば市、県という風に。

(事務局)

レセプト点検につきましては、第1次審査を栃木県国民健康保険団体連合会、第2次審査を市における会計年度任用職員（レセプト点検員）2名が業務を担っております。

第2次審査の中で、疑義が生じることにに関して、再審査のため、栃木県国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書（レセプト）を返戻するなど日々適正な処理に取り組んでおります。

(相澤委員)

わかりました。もう一つは先生方の意見にもありましたジェネリック医薬品に関してなのですが、ジェネリック医薬品を製造する工場が稼働停止をさせていただく欠品が生じているという話を聞いています。

そういう場合は先生方や調剤薬局も含めて、点数の高い先発医薬品等に対応するほかはないのか、何かしら対策は講じられるのかお聞きしたい。

(事務局)

後発医薬品の在庫状況や、患者様の体質等による後発医薬品への切替については、医療機関における先生方にご判断いただきますようお願いいたします。

(相澤委員)

わかりました。あと一つ、以前の下野新聞で県内の保険税が統一となる記事を目にしましたが、徴収割合というのは統一という流れでよろしいのでしょうか。

(事務局)

保険税水準の統一につきましては、平成30年度の国保制度改正により、財政運営の責任主体は都道府県となりました。

国では、将来的に保険税水準の統一を目指すこととしており、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準を目指すこととしました。

栃木県においても、保険税水準の統一の考え方として、原則として「県内において。同じ世帯構成・同じ所得水準であれば同じ保険税水準」を

目指すとしております。

将来的には、市町は県が算定した市町村標準保険料率により税率を決定することとしております。

栃木県では、令和 10 年度以後を移行期間を含め統一に向け市町と意見交換を踏まえ検討しているところであります。

なお、将来的な保険税率については、今後検討していくことから不透明であります。

(相澤委員)

ありがとうございました。令和 10 年度に向けて県を主体として検討している段階ということですね。

(松山会長)

よろしいですか。県の水準でいうと現在の下野市は上ですか、下ですか。

(事務局)

令和 5 年 5 月 2 日付の下野新聞掲載によりますと、本市の一人当たりの国民健康保険税額（調定額）は県内 6 位、105,831 円であります。

(松山会長)

ありがとうございました。現在は 6 位ということでした。ほかにご意見はございますか。九鬼委員

(九鬼委員)

先ほどの説明でありました、糖尿病重症化予防プログラム参加者が 76 名の対象者のうちたったの 6 名しか参加していないということを聞いて、一般の市民の立場からしてずいぶん少ないなという印象でした。

目標値が 20 人となっていますが、それにしても 6 人は目標からは程遠いなと感じました。

残りの 70 名の方が参加しなかったのはかかりつけ医の方との相談の上で参加しなかったのかどうかをお聞きしたいです。

(事務局)

本プログラム不参加者につきましては、手元に資料の準備がないため、委員の皆さまに後日、お示しいたします。

ご容赦ください。

(松山会長)

では、後日お示しいただくということでお願ひします。ほかにご意見はありますか。岡田委員。

(岡田委員)

保険税の収納率向上について、県の平均収納率と下野市の収納率が県内のどの位置にあるのかをお聞きしたい。

(事務局)

収納率の向上のところで、県内の下野市の順位ですが、確定している令和3年度の実績では7位となっています。令和5年4月時点では8位となっています。

(松山会長)

ほかにございますか。稲見委員。

(稲見委員)

収納率のところですが、滞納世帯に対する納税相談について、悪質な滞納者についてはもちろんですが、まじめに働いていて生活するのに手いっぱいでも且つ、軽減等に関する知識もなく負担が大きい人たちも含めての相談件数の目標値ということによろしいのですか。

(事務局)

こちらの件数については滞納すると被保険者証が有期の短期証や資格者証などとなるのですが、市民課で対象の方に通知を出して、それに反応した人たちに対して相談をおこない、分納誓約を結んだり、計画を立てたりして負担の少ないようにしています。

(松山会長)

稲見委員よろしいでしょうか。滞納する前に連絡したほうがいいんじゃないかという質問に感じたのですが。

(稲見委員)

まじめに働いているのに納められていない方の中には、生活に手いっぱいで相談に行く暇すらない方もいらっしゃるので、そういった方をこちらから救いに行けるような体制は作れないものかなと思ったのです。

(事務局)

やはり相談ありきとなってしまうため、それでもなお困窮するならば社会福祉課の困窮等につないだり、広報やHPでの軽減等について制度について周知したりすることはできると思います。

(稲見委員)

しかし、読む余裕がないんですよ。もっと民生委員など、その方の生活をよくご存じの方と連携して対応できないのかなと考えました。

(事務局)

庁内及び関係機関等との連携を図り、市民に寄り添った相談を心掛け対応してまいります。

(稲見委員)

ぜひお願いします。

(松山会長)

ほかにございますか。

それではつづいて、報告事項（４）「令和５年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュールについて（案）」事務局の説明をお願いします。

（事務局）

事務局より令和５年市国民健康保険事業計画についてご報告申し上げます。

それでは、資料４をご覧ください。

こちらは、昨年度の最後の運協でも提示させていただきましたが、新年度に入りましたため、改めて提示させていただきました。

スケジュールとしましては、先ほどの事業計画にもありました通り、本年度の運協の会議を、本日を含めて４回の開催を予定しております。協議内容は、資料にもありますとおり、予算・決算について等になります。委員の皆様にはご負担をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続いて右列その他についてですが、１０月中旬に国保連主催の研修会の開催が予定されています。ほか、１０月開催予定の産業祭でのＰＲ活動などを予定しておりますが、感染症等の影響により予定が変更になる場合がございますのでご了承ください。

決定次第随時ご連絡いたします。

以上が本年度のスケジュール（案）となります。

事務局からの説明は以上です。

（松山会長）

いままでのところで、ご意見やご質問をお受けします。

特に無ければ、先ほど稲見委員からご意見のあったことなどは産業祭を通じてＰＲしていただきたいと思います。

ありがとうございました。以上で報告事項を終わります。

次に、次第５.その他にうつりますが、事務局でなにかございますか。

（事務局）

市民課からのお知らせです。

令和５年度における当会議日程ですが、第２回目を８月８日（火）、第３回目を１１月８日（水）、第４回目を令和６年２月１日（木）に予定しております。いずれも午後１時３０分からは予定しています。

委員の皆さまに、追ってご通知を送付させていただきますのでお願いいたします。事務局からは以上です。

（松山会長）

以上でその他を終わります。本日本日予定しました議事は全て終了しました。委員の皆様から最後に何かございますか。

以上を持ちまして進行を事務局にお返しします。

5 閉会

(事務局)

議事進行ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

次回の運営協議会は、8月8日（火）を予定いたしております。
日程が決まりましたら、ご通知いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第1回下野市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。おつかれさまでした。

以上